

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

資料1-2

□ は、改正で追加・変更となるもの □ は、法と条例の違い □ は、対象事業の例

【条例】		規 模		【法】		規 模	
対象事業の種類		第1種事業	第2種事業	対象事業の種類		第1種事業	第2種事業
道路の建設	—	(高速道は法対象)	—	道路の新設及び 改築	高速自動車国道	すべて 中部横断自動車道	—
	自動車専用道路	新設 すべて 三遠南信自動車道(青崩峠道路)	—		一般国道	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上
	県道等	—	—		林道	幅員6.5m以上かつ 長さ 20km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ 15km以上
	一般国道、県道、 林道等	—	森林の区域等 2車線以上かつ 長さ 10km以上 木曾川右岸道路		ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上
ダム	貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積30ha以上	—	ダム	貯水面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上	
鉄道の建設	—	(新幹線は法対象)	—	鉄道の建設及び改良	新幹線鉄道	すべて リニア中央新幹線	—
	鉄道・軌道(特殊を含む)	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上		普通鉄道・軌道	長さ 10km以上	長さ 7.5km以上
飛行場の建設	陸上飛行場	設置すべて	—	飛行場及びその 施設の設置又は 変更	飛行場	設置 滑走路の長さ 2500m以上	設置 滑走路の長さ 1875m以上
	—	滑走路の新設すべて	—		滑走路の新設	長さ 2500m以上	滑走路の新設 長さ 1875m以上
	—	滑走路の延長 長さ 500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上		滑走路の延長	長さ 500m以上 かつ延長後 長さ 2500m以上	滑走路の延長 長さ 375m以上 かつ延長後 長さ 1875m以上
工業団地の造成	※ 面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	—	工業団地造成事業 (首都圏近郊整備法等)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
住宅団地の造成	※ 面積 20ha以上	—	—	新住宅市街地開発事業 (新住宅市街地開発法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
別荘団地の造成	※ 面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	—	—	—	—	
スポーツ又はレ クリエーション 施設の建設	ゴルフ場	※ 面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	—	—	—	
	スキー場	※ 面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	—	—	—	
	運動競技場、遊園地 その他のスポーツ又は レクリエーション施設	※ —	森林の区域等 敷地面積 30ha以上 かつ土地形質変更面積 10ha以上	—	—	—	
廃棄物処理施設 の建設	ごみ焼却施設	処理能力 4t/時以上	—	廃棄物最終処分場	埋立面積 30ha以上	埋立面積 25ha以上	
	産業廃棄物焼却施設	※ 長野広域連合A焼却施設ほか	—		埋立面積	—	埋立面積
	し尿処理施設	処理能力 250kl/日以上	—		埋立面積	—	埋立面積
下水道終末処理場の建設	—	埋立面積 5ha以上 又は埋立容量 25万m ³ 以上	—	—	—	—	
流通業務団地の造成	※ 面積 20ha以上	—	—	流通業務団地造成事業 (流通業務市街地整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
土地区画整理 事業	(都市計画に定められ ないものを含む)	※ 面積 100ha以上	面積 75ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上	土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
工場又は事業場 の建設	製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	排ガス量 10万m ³ /時以上 又は排水量 1万m ³ /日以上	—	—	—	—	
土石の採取及び鉱物の掘採	—	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	—	—	—	
—	—	—	—	公有水面その他の水面の埋立・干拓	埋立面積 50ha超	埋立面積 40ha以上	
—	—	—	—	新都市基盤整備事業 (新都市基盤整備法)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	
電気工作物の 建設	水力発電所	出力 1.5万kW以上	—	発電用の事業用 電気工作物の設 置又は変更の工 事	水力発電所	出力 3万kW以上	出力 新堀川第六発電所 2.25万kW以上
	—	—	—		火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上
	地熱発電所	出力 5,000kW以上 (原子力は法対象)	—		地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 7,500kW以上
	風力発電所	出力 5,000kW以上	—		原子力発電所	すべて	—
	太陽光発電所	※ 敷地面積 50ha以上	森林の区域等 敷地面積 20ha以上		風力発電所	出力 1万kW以上	出力 7,500kW以上
	送電線路	電圧 17万V以上 かつ こう長 1km以上	—		—	—	—
工作物の用に供する一団の土地の造成	—	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上	—	—	—	
複合事業 (上記※印の面的造成 事業の複合事業)	—	上記※印の第1種事業の 要件に対する事業面積の 割合の合計が1以上である もの	—	—	—	—	
上記に準ずるものとして規則で定める 事業	—	—	—	上記に準ずるものとして政令で 定める事業 宅地の造成事業(都市 再生機構、中小企業基 盤整備機構)	面積 100ha以上	面積 75ha以上	

注1) 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域等
注2) 対象事業の追加・変更に係る改正は平成28年1月13日から施行(施行日前に森林法の林地開発許可、電気事業法の工事計画の届出等がなされた事業は対象外)